

令和6年3月1日

関係事業主 殿

(一社)更埴労働基準協会
会長 依田 穂積

粉じん作業特別教育の実施について

粉じんを長期にわたって吸い続けると肺は組織変化をおこし、「じん肺」という病気にかかります。じん肺は現在においても有効な治療法がないため、適切な予防対策と健康管理が特に重要となります。このような対策を実行あるものとして、じん肺の減少を図るためには、事業者の努力に加えて、作業に携わる労働者一人ひとりも粉じんに関する十分な知識を持つことが大切です。

このため事業者は、常時特定粉じん作業に従事する労働者に対し、粉じん作業に係る疾病をよぼうするための特別教育を行わなければならないこととされています。(安衛法第59条第3項、粉じん防止規則第22条)

つきましては、このたび下記により特別教育を事業主に代わって実施します。当該業務に従事する対象者はもれなく受講されますようご案内申し上げます。

日 時 令和6年5月14日(火) 9時10分より受付、9時30分開講

講習場所 千曲市総合観光会館 千曲市上山田温泉 2-12-10

講習科目、時間及び講師

	講習科目	時間	講師
第 一 日 目	オリエンテーション	9:25~	(一社)更埴労働基準協会 専任講師 労働衛生コンサルタント 杉崎 勝明 氏
	粉じんの発散防止及び作業場の換気方法	9:30~10:30	
	作業場の管理	10:30~11:30	
	呼吸用保護具の種類と使用方法	11:30~12:00	
	<昼休み>	12:00~13:00	
	粉じんに係る疾病及び健康管理	13:00~14:00	
	関係法令	14:10~15:10	
	修了テスト	15:20~15:50	
	修了式	16:00~	

受講料 基準協会会員事業所に所属する者 1人 7,700円(税込)
上記以外の者 1人 9,900円(税込)

テキスト代 「粉じんによる疾病の防止」 1冊 880円(税込)

締切日 4月30日(火)

定員 50名 (ただし、締め切り日前でも定員になり次第、締切らせていただきます)

申込先 (一社)更埴労働基準協会 〒388-8077 長野市篠ノ井布施高田 96
Tel 026-292-0400 FAX 026-293-0403

その他 (1) 受講当日は、筆記用具(鉛筆又はシャープペン・消しゴム)を持参して下さい。
(2) 受講申込後の取り消しは、5月7日(火)までとし、その後の取消及び欠席者には原則として受講料は返却いたしません。

令和6年5月14日(火) **粉じん作業特別教育** 申込書

フリガナ 受講者氏名	生年月日	現住所	協会名	受講No.
	昭和 . 平成	〒 ー	更埴	

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

〒 -

所在地

事業場名

T E L

担当者名

(一社)更埴労働基準協会長 殿
FAX 026-293-0403

【個人情報について】

ご記入いただきました個人情報につきましては当協会が責任を持って管理し本講習以外の目的には使用いたしません。

受講料	テキスト代	合計
会 員 <input type="checkbox"/> 7,700円	<input type="checkbox"/> 880円	<input type="checkbox"/> 8,580円
非会員 <input type="checkbox"/> 9,900円		<input type="checkbox"/> 10,780円

領収月日

----- 受講者名を記入し、切り取らないで下さい -----



粉じん作業特別教育 受講票

協会名	更埴	受講No.		受講者名	
-----	-----------	-------	--	------	--

日時 **令和6年5月14日(火)**

* 9時10分から受付、この受講票を提示し、9時25分までに受講票No.の席にお掛けください

場所 **千曲市総合観光会館 千曲市上山田温泉2-12-10**

連絡先 **当日 遅れる、欠席等の緊急の連絡先 090-9209-5586**

受付印	
-----	--